

## 新発田市市内産業DX推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業及び個人事業主の業務効率化のためのDXの導入支援を行うことを目的として、予算の範囲内で新発田市市内産業DX推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業 次に掲げる者をいう。

ア 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）。ただし、次に掲げるいずれかに該当する者を除く。

(ア) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業者をいう。以下同じ。）が所有し、又は出資している中小企業者

(イ) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有し、又は出資している中小企業者

(ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合

(2) DX（デジタルトランスフォーメーション） データ及びデジタル技術を活用して、業務の効率化、人的コストの削減、生産速度の上昇その他の

生産性の向上に取り組むことをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）

は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内に本社機能を有する事業所を有する中小企業及び個人事業主であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 自らデジタル技術を調達し、付加価値又は生産性の向上を図ることができ I Tベンダー等でないこと。
- (4) 令和5年度に新発田市市内産業 D X 推進補助金交付要綱に基づき市長が交付する「新発田市市内産業 D X 推進補助金」を受けていないこと。
- (5) 令和5年度又は令和6年度に新発田市中心企業業務効率化補助金交付要綱に基づき市長が交付する「新発田市中心企業業務効率化補助金」を受けていないこと。
- (6) 次のアからエまでのいずれにも該当していること。

ア 暴力団（新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）がその経営等に実質的に関与していると認められないこと。

イ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められないこと。

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められないこと。

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められないこと。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が自らのDXを行う事業とする。

2 補助対象事業は、令和7年2月28日までに精算を終了し、完了しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、国、他の地方自治体等の助成又は補助を受けている（受けることが確実である場合を含む。）補助対象事業は、補助金の対象としない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち、次の表に掲げる費目ごとに、内容欄に規定する費用とする。

	費目	内容
1	委託費	社外事業者に、新規システムの設計・導入・保守等を委託した場合の経費。 ※現在保有するシステム等の改修は対象外。 <u>※保守費用は、令和7年2月28日までの費用とする。</u> <b>【例】</b> 新規システム構築費用 <b>【対象外】</b> 既存システムの改修費用（アップグレードを含む。）、ホームページ等の制作・改修費用
2	報償費	コンサルタント、各種の専門家等を利用した場合の謝礼 <b>【例】</b> 新サービス開発支援謝礼、SNS活用指

		導料。
3	クラウド・WEBサービス利用料	クラウドサービス、WEBサービス等を新規に利用する場合の利用料金 <u>※令和7年2月28日までの費用とする。</u> <b>【例】</b> サブスクリプション型サービス利用料、ECサイト出店料、電子決済サービス利用料 <b>【対象外】</b> 求人サイト等利用料
4	ソフトウェア導入費	ソフトウェアの導入に係る費用 <b>【例】</b> 出勤・退勤管理システムの導入費、受発注システムの導入費
5	ハードウェア導入費	ハードウェアの導入に係る費用 <u>※補助対象経費となるソフトウェア、システムの稼働等に必要ハードウェアに限る。</u> <u>※リース料は、令和7年2月28日までの費用とする。</u> <b>【例】</b> 出勤・退勤管理システムに附属する打刻機の購入費又はリース料 <b>【対象外】</b> 汎用性が高く、他用途に転用可能なパソコン、タブレット、プリンタ等の導入費
6	消耗品費	補助対象事業に必要な消耗品の購入費用 <b>【対象外】</b> インク類、紙類などの事務用品。
7	その他付帯費用	1から6までに掲げる経費以外の経費で市長が認める費用 <b>【例】</b> 物品運搬費、設置工賃

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 現に使用し、又は保有しているソフトウェア、機材等の更新（機種変更を含む。）、増設等にかかる経費であって、業務効率化又は生産性向上を伴

わないと市長が認めるもの

- (2) 国等が行う施策等により、事業者が義務的に行う必要がある取組にかかる経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条第1項に規定する補助対象経費の費目ごとの経費に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）を合計した額とする。

- (1) キネス天王企業（新発田市シェアオフィス条例（令和4年新発田市条例第15号）に規定する新発田市シェアオフィスを使用している企業等をいう。以下同じ。）に発注（支払い）をする場合 3分の2
- (2) 市内に本社機能を置く企業等（キネス天王企業を除く。）に発注（支払い）をする場合 2分の1
- (3) 前2号に掲げる企業等以外の企業等に発注（支払い）をする場合 3分の1

2 補助金の上限は、50万円とする。

3 補助対象事業者が補助金を受けることができる回数は、1回とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、あらかじめ別に定める補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、必要な審査（必要に応じて行う現地調査等を含む。）を行い、速やかに補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定をするに当たり、あらかじめ有識者等の意見を聞くことができる。

3 市長は、補助金の交付の可否を決定したときは、別に定める補助金交付決

定通知書又は補助金不交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、やむを得ない事情等により、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、別に定める補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 補助金の額が増額となる変更交付申請は、これを行うことができない。

(補助対象事業の取止め)

第10条 補助決定者は、やむを得ない事情等により、補助対象事業を取り止めようとするときは、速やかに別に定める補助対象事業取止め届出書を市長に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第11条 補助決定者は、補助対象経費の精算を終了し、補助対象事業が完了したときは、速やかに別に定める補助対象事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定及び支払い等)

第12条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、当該報告書の審査を行った上、補助金の額を確定し、別に定める補助金確定通知書により、当該補助決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に当たり、必要に応じて現地調査を行うことができる。

(補助金の取消し等)

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助決定者が第3条に規定する補助対象事業者でないことが判明したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) その他市長が補助金の交付決定を取り消すことが必要であると認めたと  
き。

2 前項に規定する場合において、市長は、既に補助金が交付されているとき  
は、当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(補助決定者の責務)

第14条 補助決定者は、補助金の交付年度から5年間、補助金の交付対象と  
なった物品等について、貸与又は売却をしてはならない。

2 補助決定者は、補助金の交付年度から5年間、補助対象事業に係る帳簿及  
び証拠書類を保存しておかなければならない。

3 補助決定者は、補助金の交付年度から5年間、市長の求めに応じ、補助対  
象事業の成果等に関する調査及び市の広報活動に協力しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月5日から施行し、令和7年3月31日限りその効  
力を失う。